

近世最初期における前田氏の諸大寺対策

米原 寛*

はじめに

立山を巡る歴史研究は、昭和30年前後から木倉豊信氏が芦峯寺・岩峯寺の立山信仰関係文書を繙いてから、「立山信仰」を主たるテーマに進められ、文献史学から広瀬誠氏・高瀬重雄氏・橋本芳雄氏・高瀬保氏らが、また、宗教民俗の立場からも木場明志氏、美術史から長島勝正氏・京田良志氏らが多くの論考を発表してきた。また、平成3年の立山博物館の開館を機に同館の学芸員の研究も始められ、殊に福江充氏の立山曼荼羅の解析、芦峯寺宿坊の檀那帳の分析によって布教構造と檀那場の経営構造などが明らかにされてきた。

これらの研究は視点を「立山信仰」という現象に集約し、その構造を次第に明らかにしてきた。今後はもっと視野を広げ、社会構造のなかに「立山信仰」を位置づけていくことも必要になってくる。例えば、近世においてはどのような社会の枠組みの中で存在していたのか。一つには、幕藩体制下における加賀藩の政策との関わり、また一つには、社会経済史及び交通史の視点などから、宿坊の檀那場経営の研究を進めることも必要ではないだろうか。

本稿は、古来、立山権現を頂く宗教村落芦峯寺と岩峯寺が江戸時代を通じて確執し、加賀藩にその裁定を委ねてきた歴史的理由を両峯の中世からの歴史的要件に求めるもので、具体的には、中世と近世の結節として位置づけられる前田氏（利家・利長・利常三代）の発給した「禁制」「祈祷命令書」「寄進・安堵状」の分析を通して、前田氏の社寺対策と芦峯寺の特性を論ずるものである。

1 前田氏の諸大寺対策

(1) 前田氏の能登支配と諸大寺対策

前田利家は、天正9年8月17日、能登一國を信長から与えられ北國支配のスタートを切った¹⁾。この年の6月17日、越中には佐々成政が入部している²⁾。その後、利家は天

*富山県 [立山博物館]

正11年4月に加賀の石川・河北両郡を加封され³⁾、天正13年閏8月1日には越中の新川郡を除く砺波・射水・婦負の三郡を与えられた⁴⁾。ここに前田氏の加賀・越中・能登の三カ国の支配が確立した。しかし、前田氏の能登支配は思いどおりにはいかず、一向一揆の動向と秀吉-本願寺ラインと上杉景勝との抗争の間で大きく揺れていた。能登に入部した利家は、一向宗道場の動きを懸念しており⁵⁾、実際、天正10年4月には、越後の上杉景勝が城端善徳寺に越中・能登の一揆を起こして柴田勢に対処することを求めている⁶⁾。同年6月、利家は柴田勝家に「能登不穏なるを以て、その上洛の軍に従い得ざる」ことを答報している⁷⁾。こうした状況の中で、天正12年10月には、本願寺坊官下間頼廉は書状を以て、「前田氏が顕如上人に御入魂の間であるので、疎略のなきように馳走を申し付けるが、何方の一揆催促もうけてはならぬ」と能州鳳至郡坊主・門徒中宛に命じている⁸⁾。

翌天正13年になると、秀吉と佐々成政との不仲が決定的となり、秀吉の越中進攻が決まると、同年8月14日付で、秀吉は佐々成政に対すべく、本願寺坊官下間頼廉を仲介として、新川郡坊主衆・惣門徒衆に、羽柴秀吉の越中攻めに際し勝興寺への合力を求めた⁹⁾。かくして、越中国内の一向宗が、下間頼廉を仲介として秀吉-本願寺-勝興寺との結びつきを強めていくにつれて、前田氏の勝興寺への厚遇が歴然としてくる。

勝興寺は本願寺との血縁では蓮如系の寺であり、門主顕栄の室も顕如の室と姉妹の関係にあり、前田氏としては、秀吉-本願寺-勝興寺との結び付きに対し越中国内の一向宗に厚遇の配慮をせざるをえなかったのである。文禄2年には本願寺の金沢別院に禁制を与えてその再興を許している。これも利家と本願寺門主との関係と考えられる。

また、秀吉の介入も強まり、天正13年、成政攻めの直前の7月、秀吉は「古国府寺内(勝興寺)」宛てに禁制を発給し¹⁰⁾、一方では一揆を教唆している¹¹⁾。秀吉の越中平定に対する強い意志がうかがわれる。この禁制は、戦国時代の禁制そのものであり、同年閏8月に利長が付与した禁制とは厳しきにおいて比較にならないものであった。

(朱印)

禁 制 越中国古国府寺内

- 一 軍勢甲乙人等乱妨狼藉事
- 一 放火事
- 一 对地下人相懸非分族事

右条々堅令停止訖、若違犯輩有之者、速可処嚴科者也

天正十三年七月 日

一方、前田氏の能登における社寺対策は、一向宗に対しては先に述べたように、その動向に神経をつかい、禁制の下付についても秀吉の意に従うのみでなんらの独自の策はなかったと考えられる。しかし、神社や曹洞宗については前田氏の意向で、天正10年8月、能登羽咋郡気多神社に禁制を与え、140俵の地を寄進したのを始め¹²⁾（この禁制は前田氏が与えた加賀・能登・越中を通じての最初のものである）、天正10年10月18日、能登羽咋郡瀧谷妙成寺に禁制を与えている¹³⁾。天正15年2月には利家は金沢寶圓寺に命じて能登総持寺を再建させている¹⁴⁾。

ところで、天正16年11月に利家は芦峯寺彌堂へ100俵の地を寄進している¹⁵⁾。天正16年という年は佐々成政の肥後転封後であり、芦峯寺のある新川郡は秀吉より利家への預かり地となっているので、利家が寄進状の発給者とはなりえず、真の発給者は秀吉と推察できる。文禄4年7月までは新川郡は秀吉の預かり地であったので、何事につけ、文書の発給者として文面には利家あるいは利勝の名があっても、実質の発給者は秀吉であった。こうした文書発給手法はいまだに領国支配の確定しない戦国末期の発給形態であったと考えられる。

(2) 前田氏の越中諸大寺対策

前田氏が越中を領有したのは、佐々成政が秀吉に降伏した直後の、天正13年9月11日、利長に対して秀吉より越中三郡を与えられてからである¹⁶⁾。ただし新川郡はその後佐々成政が肥後に転封となる天正15年6月2日までは成政の支配下にあり、その後も新川郡の領有権は秀吉にあり、文禄4年までは、亀谷などの鉾山ともども蔵入地であり、利家は預かり地の代官の立場でしかなかった。この間は秀吉－利家－家臣の線で支配がおこなわれた。諸大寺対策も秀吉の戦略上の措置でしかなかった。

前田氏の越中諸大寺対策では、(1) 各宗派の有力寺院に対する「禁制」(制札)の下付を始め、(2) 天台・真言寺院に対する「祈祷命令」の発給や、(3) 寺領寄進・安堵・諸役免除、(4) その他堂宇の建立など、様々な施策をとった。これらの対応はいずれも中世における武将が採った施策である。

a. 禁制の付与

寺社に対する禁制の付与というのは、発給した武将及び付与された社寺側にとってどのような意味をもつものであろうか。戦国時代には、庶民の地位の向上により、法令の対象が拡大され、広く一般庶民に周知する法令が多く出されるようになるとともに、戦乱の中で兵火の災害をさけるため、寺社などは、軍隊の通過・戦闘に先立って、その武将の保護を求めて禁制を申請する事が多かった。このため、この時期には全国的に特に

多くの禁制が出された。この禁制は、最初社寺に対する信仰の観念からこれを保護する目的で与えられたと思われる。それぞれの条件によって異なるが、社寺に与えられたものは、平時では境内における竹木伐採・僧侶の生活規則など、戦時では軍勢の乱妨・陣取り・寄宿・寄火・竹木伐採・兵糧米等の徴収・陣僧飛脚の徴発の禁止など、禁止条項が比較的多く知られている。

当初、戦火からの保護のために出された禁制は、他者（武力）の侵略・侵入から守るという軍事的色彩を有するものが、信長・秀吉にあっては軍事的制圧の証の意味合いとなった。江戸時代初期の「元和偃武」が平時には特権の付与をいう形にすり替わり、以後領主と寺社には寺領などの安堵と同様な意味合いをもつものとなり、支配従属の関係となったのである。

さて、ここで越中における「禁制」の発給事例を一覧しておく。

表1 越中における「禁制」の発給事例 (I)

年月日	寺院名	発給者	資料出典
天正12年12月	勝興寺	神保氏帳	「富山県史」資料編近世上
天正13年2月	専福寺	神保氏帳	「富山県史」資料編近世上
天正13年3月	勝興寺	神保氏帳	「富山県史」資料編近世上
天正13年7月	勝興寺	羽柴秀吉	「富山県史」資料編近世上
天正13年閏8月	瑞泉寺	羽柴秀吉	「富山県史」資料編近世上
天正13年閏8月	聞名寺	羽柴秀吉	「富山県史」資料編近世上
天正13年閏8月	勝興寺	前田利長	「富山県史」資料編近世上
天正13年閏8月	専福寺	羽柴秀吉	「富山県史」資料編近世上
天正14年9月21日	埴生社	前田利長	「富山県史」資料編近世上

上の表をみると、天正13年閏8月以前と以後に分けることができる。即ち以前は、秀吉の越中攻めが取り沙汰されるなかで、佐々成政の動向が対秀吉に向かうにつれて、成政が越中に入部する前の領主であった神保氏が秀吉の威を借りて再び勢力を回復し、勝興寺・専福寺に禁制を付与して見方につけている。天正13年になると、秀吉と佐々成政との不仲が決定的となり、秀吉の越中進攻が決まると、天正13年7月、秀吉は佐々攻めの直前に勝興寺宛てに禁制を付与し、秀吉－本願寺－勝興寺ラインで成政に圧力をかけ、翌月の成政降伏に至らしめている。

成政降伏直後の閏8月、越中平定の証として、秀吉によって瑞泉寺・聞名寺・専福寺に、また利長によって勝興寺に新たに禁制が付与され、新川郡以外の地域では一向宗寺院を始め諸大寺は前田氏の傘下に入ったのである。

表2 越中における「禁制」の発給事例 (Ⅱ)

年 月 日	寺 院 名	発 給 者	資 料 出 典
元和3年11月1日	千 光 寺	横山山城守 奥村河内守 本田安房守	加越能文庫「国初遺文」
元和4年12月21日	勝 興 寺	前田利光	勝興寺文書
寛永1年8月	立山芦峯中宮寺	前田利常	加越能文庫「御制札旧記」
寛永6年2月18日	安 居 寺	横山大膳亮 奥村因幡守	同 上
寛永6年閏2月	二上山養老寺	横山大膳亮 奥村河内守 横山大膳亮	加越能文庫「寺社制札留」
寛永6年閏2月	法 福 寺	同上 3名	同 上 「寺社制札留」
寛永14年10月20日	朝日別当上日寺	横山山城守 本多安房守	加越能文庫「御制札旧記」
承応4年3月20日	瑞 龍 寺	前田利常	『加賀藩資料』第3編437頁
寛文6年1月17日	立山岩峯寺別当	永原左京 笹島織部	雄山神社前立社壇藏文書

(『富山県史』通史編近世下737頁)

また、その後、越中の寺社に付与された禁制は表2のとおりである。

同表にみられるとおり、その後、加賀藩が越中の諸大寺に出した禁制は、一向宗の勝興寺、曹洞宗の瑞龍寺、真言宗寺院である千光寺・安居寺・養老寺・宝福寺・上日寺、天台宗の芦峯寺・岩峯寺の各寺である。勝興寺についての厚遇は、先述したとおり一向宗に対する懐柔政策であった。また、瑞龍寺に対しては三代藩主利常の菩提寺であり、能登の総持寺とともに前田家の檀那寺であったことから優遇の対象となったことは当然のことである。一方、禁制が発給された9カ寺の内、祈禱寺院である真言・天台宗寺院が7カ寺と大きなウエイトを占めているが、これは何を意味するものであろうか。かつて兵力を有し、軍勢催促を巡って室町幕府や武将と深い関係にあった真言・天台寺院は、徳川幕府の一元的な支配体制が確立した「元和偃武」のころになると、もはや幕府や加賀藩に敵対する力を喪失し、かつて「禁制」と同じ効果を有していた「祈禱命令」も、軍事的な要素が脱落して、基本的には徳川家や前田家の武運長久や息災・病平癒の祈禱を執行うことを任務とする祈禱寺院となってしまったということである。

一方、神社へ宛てた禁制の最初のもは、天正10年8月、前田利家が能登羽咋気多神社に与えた制札である¹⁶⁾。次いで天正14年5月2日、利家が石川郡佐那武社に与えた制札¹⁷⁾、そして天正14年9月21日付けの埴生八幡宮宛てに下付した利勝の五条からなる禁制がある¹⁸⁾。この埴生八幡宮宛ての禁制の第二条「社中武家人居住事」のみに神社と武

力との結びつきを断つことが謳われているが、勝興寺ほど直接的ではなく、他の四条は寺内の保護を約束しており、神社は、前田氏にとってはそれほど大きく配慮する勢力を有していなかったと考えられる。

b. 祈祷命令の下付

寺社に対して発給される「祈祷命令」については、動乱の時期は武士に対して出される軍勢催促状と同じ効果をもっていた。この点では、「禁制」も「祈祷命令」と同様に、一種の軍勢催促状である。江戸時代の世情安定の時期になると、領主は対寺社政策として、天台・真言の密教寺院に対しては「祈祷命令」によってその対価である「安堵」を与え、「寺社側でも祈祷命令を受けることは、領主との関係、政権にする貢献という自らの正当性を主張する上で、証拠書類として重要な意味をもつものであり、同時にそれは寺社側にとって安堵の意味をもつものであった」¹⁹⁾と考えられたのである。

祈祷命令とは、文字どおり社寺に対する祈祷を業務として命じることであり、室町時代初めの「尊氏御判御教書」には、建武3年9月12日付けで「祈祷事、被致精誠云々、尤神妙候、妙可抽天下静謐丹誠之状、如件」という祈祷命令書が出されている²⁰⁾。こうした祈祷命令書は、当初、朝廷や幕府が発給したが、武将の間でも、これに倣って地域の社寺にこの祈祷命令なるものが出されている。願意・祈祷の事由については、室町・戦国時代の戦乱期には「静謐」「戦勝祈願」の文字が多く見られるが、江戸時代の初期、世情がようやく落ち着いた元和のころには「病氣平癒」「安産」などの個人の身体の健全・息災にかかわるものがほとんどとなった。

天台寺院である芦峯寺・岩峯寺についてみると、芦峯寺に残る「一山会文書」の中に、年次未詳ではあるが享徳のころと推測される一通の「祈祷命令書」がみられる²¹⁾。

卷数・一箱送給候、目出度悦入候、於祈祷者、一向憑入事候、期後信之時候、
恐々謹言

七月五日 元宗（花押）

中宮寺常住御中へ

なお近世に入ると、寛永のころ立山岩倉寺・足倉寺に宛てた前田光高の家臣横山山城守長知・本多安房守政重の名で利常の病氣平癒を祈る次のような祈祷命令が発給されている²²⁾

當夏 中納言様御不例付而、從筑前様御祈祷可被執行之旨、依被仰付候、右為御祈祷料、銀子貳枚被遣候間、金沢御かね奉行卷堪兵衛・廣瀬彦進手前より可有御請取候、恐々謹言、

十二月十八日

横 山城守 長知 (花押)

本 安房守 政重 (花押)

立山岩倉寺

足倉寺

なお、岩倉寺に対しては芦崎寺に先んじて、慶長17年閏10月8日付けで、利長の病氣平癒の祈祷依頼が出されている²⁵⁾。芦崎寺に対しては、寛永の頃に前田利次より兄光高の痲瘡の平癒を祈り祈祷を命じているのが最初である²⁶⁾。

高岳院様御病氣就被再発、從筑前守様御祈念之儀、被仰出候、然_レ御神前へ御代參七人、撰吉日良辰、致精誠、頓速被成本復、御延命息災御武運長久之可被拙糺祈之旨、御誼候、依之八木貳拾依御奉納候也、仍状如件

慶長拾七年

閏十月八日

横山々城守

長知 (花押)

奥村河内守

榮明 (花押)

篠原出羽守

一孝 (花押)

立 山

また、寛永18年8月9日に両崎に対して江戸の若君の息災を祈るため、また、寛永21年正月22日付けで前田犬千代様のための祈祷を命じている²⁵⁾。この他芦崎寺・岩倉寺には巻教請取状や祈祷に対する褒賞・礼状も多く残されており、芦崎寺・岩倉寺は前田氏の祈祷寺院としてと役割を課せられたのである。ちなみに、芦崎寺・岩倉寺に伝存する古文書のなかで、岩倉寺では寛文年中までの文書80点のうち66点、83%が祈祷関係文書である。これに比べて芦崎寺は寛文年中までの文書75点のうち12点で、祈祷関係文書がわずか16%に過ぎない²⁶⁾。また祈祷文書がみられるのは、立山寺に対しては慶長17年閏10月、芦崎寺に対してはずっと遅く寛永15年頃になってからである。なお加賀藩は、承応元年(と推定される)、領内の祈祷寺院として、加賀長谷観音・白山・那谷・立山・埴生・石動の六か所を挙げている²⁷⁾。

中納言様為御祈祷、從犬千代様長谷観音・白山・那谷・立山・埴生・石動山於六ヶ所ニ、被仰付候、如当春之被執行、来正月御札早々上候様ニ、各へ可申

達之旨、小松津田玄蕃・横山左衛門・前田出雲守方より申来候條、右社ニ被
申渡尤候、

恐々謹言

十二月十五日

長九郎左衛門
小幡 宮内
本多安房守

岡島一郎兵衛 殿

葛 卷 藏 人 殿

石動山は、戦国末期の天正10年、能登の領主前田利家に抗戦して大敗し、慶長2年よ
うやく復興、以後前田氏のために毎年武運長久を祈祷し、巻数を送って歓心を買うこと
につとめた。藩もまた石動山に保護を加え、神領150石を寄進し、堂塔伽藍の建立を援
助した²⁸⁾。

c. 寄進・安堵・免除など特権の付与

加賀藩が領内の諸大寺に行った寄進・安堵などについてみると、まず、天正10年8月
20日、前田利家は、能登羽咋郡菅原天神に田地を寄進、同月、瀧谷妙成寺・気多社に相
次いで田地を寄進している²⁹⁾。次いで、天正14年正月22日³⁰⁾、石川郡佐那武社に、同正
月22日、河北郡黒津舟社³¹⁾、珠洲郡金分高座両社³²⁾に田地を寄進している。いずれも神
社の多いことが目につく。中でも気多社に対するものが極めて多い。越中の諸大寺への
対応については次の表のとおりである。

表3 天正14年から寛永16年までの寄進・安堵など

	神 社	曹洞宗	一向宗	天台宗	真言宗	臨済宗	合計
砺波郡	1	6	1		3		11
射水郡	3	2	4		4	2	15
新川郡		5	1	16	2		24
婦負郡		3	1				4
合 計	4	16	7	16	9	2	54

(『富山県史』通史編近世下739頁の表から作成)

上記の表から気がつくのは、先掲の禁制付与の傾向と同じく(表2)、曹洞宗の16件、
次いで密教の真言・天台寺院に合わせて25件の事例があり、立山寺(岩峠寺)・中宮寺
(芦峠寺)の2カ寺で16件である。日蓮宗・浄土宗は対象となっていない。また、神社

に対する寄進や安堵は1件もなく、砺波郡の1件、射水郡の3件はいずれも伊勢領小坂の御師の堤源介の事例である。加賀藩主の檀那寺である曹洞宗寺院に対しては各郡にわたって寄進・安堵がなされていることは当然のことであるが、真言宗寺院の事例は、舟見村の宝福寺、安居村の安居寺、二上山の養老寺、氷見の上日寺の4ヶ寺、天台宗の事例は芦峯寺中宮寺と岩峯寺立山寺の2ヶ寺である。なおこれらの寺院すべては、先述した禁制が発給された寺院であり、前田氏がいかに真言・天台両寺院の対応に腐心したかがうかがえる。特に注目すべきは、芦峯寺（中宮寺）と岩峯寺（立山寺）を対象とする事例が16件と曹洞宗の件数と同じであり、しかも、両峯に対しての発給の年次や内容において、天正16年11月晦日付、慶長7年12月9日、ほぼ同じ形で同時に下付されている³³⁾ことも、前田氏のその後の立山支配の形を暗示するものである。

また特権の内容は、全体54件のうち、21件が寄進、17件が諸役免除、12件が安堵などとなっている。時期的には、天正期における15件のうち11件が寄進であり、一方、慶長期には安堵が多くなっている。立山寺・中宮寺に対しては、寄進－諸役免除－安堵の順で特権が付与されている。

一向宗については、7件と少ないようにみえるが、慶長2年10月18日付で、勝興寺を始め越中全郡の本願寺門下に対して「惣道場屋敷地子免除」されている³⁴⁾。ちなみに能登では既に文禄3年に真宗寺院・庵の全部に諸役免除の特権が与えられている³⁵⁾。また、慶長9年に前田利好が能登羽咋郡の僧に雑税を免除している。この慶長9年の措置は、三カ国道場坊主衆と同じようにとられた³⁶⁾とあるから、越中の諸寺庵・道場にも適応されたのであろう。このような特権の付与の例は他の宗派では見ることのできない異常の措置である。明らかに、真宗門徒の勢力に対して警戒の念を解いておらず、様々な懐柔策を巡らして対応していたことがうかがえる。

ところで、徳川幕府にあっては寛永5年までに諸宗派諸大社ごとの法度を制定し、全国の仏教諸宗に対して、統一的な法度を制定したのは寛文5年7月である³⁸⁾。このように、すべての宗派が同じ法度によって規制されたということは、どの宗派も個性を失い、幕藩体制の支配下に組み入れられたことを意味する。こうした幕府の法度は全国諸藩に対しても強制力を有した。加賀藩の場合は幕府の法度を借用し、とりたてて独自の法度を作った様子もみられず、地域的な特性を備えているとは言いがたい。ただ、慶安元年12月に、前田利常の意向を受け、神社と社人に申し渡した掟書³⁹⁾、慶安5年9月25日、利常が自ら寺社奉行に示した領内諸社寺への申渡条々覚書⁴⁰⁾は、一応加賀藩の統一的な寺社方法度といえる。しかし、実態的には加賀藩の場合は諸宗寺院個々の実状に沿って対応することとしている。

具体的には、前田氏が対応に腐心している寺院といえば、一向宗に対応する勝興寺、黒部奥山と信越ルートに対応する立山芦峯中宮寺であろう。

一向宗については、「微妙院公御夜話」の中に、前田利家の言葉として、次のような話が記されている。検地奉行伊藤内膳が村々にある一向宗寺庵の所有する拝領地を全部取上げ、地子地にすれば、莫大な収入が得られましようとして申し上げた。すると、利常は、国の統制は本願寺門主によって保たれているのだから、一向宗とは重宝なものだということがわからぬかと述べたということである⁴¹⁾。利家は真宗の門徒組織を巧みに利用して統治するのが得策と考えたのである。

幕府は寛永9年に諸宗諸大寺に下命して本末帳を作成提出させた。加賀藩はこうした本末組織を利用して真宗寺院の統制に積極的に利用するとともに、他宗の統制にも利用したと考えられる。

なお、立山芦峯中宮寺については、次の稿で述べることとしたい。

2. 加賀藩における芦峯寺・岩峯寺対策

(1) 芦峯寺・岩峯寺の立地特性

芦峯寺・岩峯寺は常願寺川に沿って立地する、平安時代後期ころからの定着修験の集落であり、いづれも佐伯姓を名乗る一族を中心とした立山信仰の拠点集落であった。近世にはいと、外形的には両峯と呼称され、両峯共に立山権現を祭主とする神仏混淆の信仰形態をもち、芦峯寺は中宮寺、岩峯寺は立山寺を集落の中心施設として、加賀藩に対しては祈祷寺院として機能し、また衆徒の宗教生活の施設である宿坊を中心に領内外に檀那場を形成して布教活動を行う宗教村落でもあった⁴²⁾。

しかし、地理・地形的要件の違いにより両峯の政治的様態はその様子を大きく異にした。

芦峯寺は、立山山麓、常願寺川右岸の再奥の集落であり、かつて(室町時代)は対岸の本宮と一体的に立山登拝の拠点集落であった。中世の蘆峯(芦峯寺)は、江戸時代のように一村の村建てではなく、対岸の本宮と一体化し、川下の千垣村をも影響化に置く比較的広範な勢力範囲を有していた。永禄7年9月16日付文書には、蘆峯は本宮村・糸村と共に三ヶ村の逃散の盟約を結んでいることもあり⁴³⁾、また、永禄11年3月28日付の寺嶋職定の芦峯・本宮百姓宛の条教書きの中に「一、蘆峯・本宮如前々之一ヶ村たるへき事」との文言があること⁴⁴⁾、永禄12年9月18日、翌永禄13年12月5日の寺嶋職定の文書の宛先⁴⁵⁾、天正11年(と推定される)の立山寺山目代良舜の文書の宛先が「蘆峯・本宮百姓」となっていることから⁴⁶⁾、蘆峯は対岸の本宮との一体となった村であったこと

がうかがえる。しかし、佐々成政の越中入国後の天正12年霜月、「姥堂之威光承届候。就其葦峠・本宮不相替令寄進候」との文言のある佐々成政の安堵状の宛先は「立山仲宮寺衆徒・社人中」となっていて⁴⁷⁾、この時点で本宮が姥堂の寺領扱いとなっており、これまでの葦峠と本宮の一体化が解体し、葦峠は一村建てとなったことをうかがわせる。

一方、岩峠寺は、地理・地形的には葦峠寺の下流、常願寺川の溪口集落であり、立山信仰の宗教村落であるとともに、経済生活の上で後背山間地と里部を繋ぐいわば「市」の機能を有した結節集落でもあった。また、岩峠寺は中世以来、立山権現を祀る立山寺を中心とした宗教村落で、中世の建築になる国指定の重要文化財「雄山神社本殿」にかつての繁栄ぶりはうかがえるが、葦峠寺のような交通の要衝や定着修験の村落ではなかった。どちらかと言えば岩峠寺は、葦峠寺のような立山と密接に結びついた宗教村落ではなく、立山寺の領地の一つであり、荘園経営の中に位置づけられた村落であったものと考えられる。至徳元年11月3日の「勅役・国役免除」の対象として「立山寺領内寺田・岩峠」と表記され⁴⁸⁾、また、至徳4年8月6日付けの「足利將軍御教書」に「進士次郎政行申越中国岩蔵地頭職事」⁴⁹⁾とあり、立山寺領の岩蔵は進士次郎政行が地頭を勤める京都南禅寺の荘園であったことがうかがえる。また、明応元年10月の「立山寺御神領針原公文給帳」⁵⁰⁾にみられるように、立山寺の神領として針原の地168俵3斗が公文氏によって管理されており、岩峠の地は荘園と捉えることができよう。

(2) 立山参詣路と葦峠寺

南北朝期から室町・戦国期にかけて、葦峠在地の信仰の中心は近世にみられるような阿弥陀信仰だけではなく、むしろ彌尊信仰が中心であった。それ故、各武将は、彌尊に武運長久を祈り、その庇護と葦峠の安堵を約したのだが、その実は信州への往還道を押さえることではなかったか。

先ず、立山には山岳修験の霊山として道者などの参詣者があった。文明18年6月、道興准後の北国巡歴を始め⁵¹⁾、急速に勢力を増大させてきた当山派・本山派の修験寺院の立山修行が盛んとなり、寛正6年(1465)5月26日、聖護院杉坊(号積善院)の北国修行の際に三条西実隆は、越中滑川の蜷川氏⁵²⁾や立山尊教院(岩峠寺か)に宛てて通行上の便宜を依頼している⁵³⁾。また、文明16年、室町幕府が「立山参詣路次関所」に対して勸進聖の通行に便宜を与えるよう触れを出している⁵⁴⁾。この「立山参詣路次」とは具体的にはどの路を言うのか、また「関所」はどこに設置されていたのか大変興味深い。江戸時代の中期には、葦峠寺は立山登拝者の身元を吟味する役割を課せられており、中世の「関所」を彷彿とさせる。また、時代は遡るが、文明3年11月16日、土肥将真が父

母・祖先の菩提のために、「足倉衆徒・名主御中」宛てに、功德湯を沸かし、往来者に振る舞うこと依頼している⁵⁶⁾。

(3) 信越ルートにおける越中側の拠点

蘆峯は信越（ザラ峠・針ノ木越え）ルートにおける越中側の拠点でもあった。それ故、南北朝以来、当該ルートは桃井直常を始め越中武将にとっては信越間の交通の要路であり、蘆峯は平時にあっては商業上の、戦時にあっては軍事上の要衝として認識され、彼らは宗教の観念を媒介とした「祖母堂」の灯明料や田地寄進などの安堵や軍勢催促状の下付などにより蘆峯を支配下に置くことに多く意を用いた。こうした武将の庇護を請け、拠点を中心とした集落として蘆峯は一時期隆盛をみたのである。おそらくは、従来言われてきた立山信仰の発展の延長線上でのみ蘆峯の繁栄がもたらされたのではないと考えられる。

永禄2年、武田信玄は、「分国商売之諸役免許之事」の状に「越中へ使者ヲ越候案内者可馳走之旨候間、一月ニ馬疋疋之分商買之諸役、令免許者也」と令し、越中への軍令の使者を商人をして案内させている⁵⁶⁾。武田信玄はなぜに商人をして軍令を案内せしめたか。これについては、年次不詳ながら（永禄の頃と推測される）寺嶋職定が「葦峯門前百姓中」に宛てて、蘆峯の百姓が信濃へ通行することを停止し、以降、通行を強行する商人を処罰する旨の文書を発給している⁵⁷⁾ ことをも考え合わせると、いわゆる立山越えのルート「ざらざら越え」は信越間の商業ルートとして常態化した道であり、また信越間の最短ルートとして軍令の指揮にも利用されていたことは想像に難くない。

急度申越候、仍信州江罷透之儀、先以可相留候、此上も於罷越候、諸商人可令成敗候、此段横江太郎兵衛=可申聞候、猶口上=申出候、謹言

(年次未詳)

二月廿六日

職定 (花押)

葦峯「門前」百姓中

上記の資料から、蘆峯から立山参詣路を経て佐々成政が越えた「ザラザラ峠」を越え信州野口へ至る道筋は、宗教者を始め商人や百姓・一般人が頻繁に通行する往還道であり、中世においては特別の道ではなかったと判断される。それ故に南北朝の桃井氏、戦国期の神保氏・寺嶋氏等の武将が、拠点への寄進行為や寺領安堵などの懐柔策により、信越の往還道を押さえることは軍事上必須のことであった。

江戸時代、領国支配体制となると、往還路は幕府や藩が定めた公道に限られ、公道には関所が設置され、以外の道は間道といって抜け通りは御法度であった。にもかかわらず

ず、信越ルートは信州からの立山登拝者を集め、寛永の頃、いわゆる「不審なるもの」が立山を徘徊し、さらに、浪人・山賊等の輩、そして「他国路通之徒」が頻繁に往来していたことがわかる⁵⁸⁾。それ故に、加賀藩は信越ルートの重要地である芦峯寺に対して、単に宗教上の統制にとどまらず、軍事・政治・交通上の問題として、岩峯寺との関係を梃子としながら絶えず慎重にかつ意識的に対応することとなった。

(4) 戦国武将の対応

芦峯寺は中世にあっては、(1) 立山登拝の拠点としての宗教村落であること、(2) 信越ルートの越中側の拠点集落であることから、越中の特に新川郡の武将にとっては、軍事・政治・交通上の重要地であった。それ故、武将たちは、「禁制の付与」・「祈禱命令書の発布」・「寄進・安堵などの特権の付与」などによって蘆倉の地を掌握することに意を用いたのである。正平8年、桃井直信の「當陣静謐之間、寺家年貢免除」を謳った「合力催促状」⁵⁹⁾を最初に、享徳2年8月の椎名順成の「葦峯堂の年貢十貫文の免除」を始め⁶⁰⁾、延徳3年6月、寺嶋誠恩が田地六反を寄進する⁶¹⁾など、艱難に対する武将の篤信が顕著である。また、室町の末、戦国時代の群雄争覇の中、寺嶋職定や佐々成政の勧誘も一連の流れであった。天正11年・同12年は、成政にとって越中での治世が最も安定していた時期であり、芦峯寺との関係も良好であったと考えられる。天正11年霜月、佐々成政は灯明銭六十六俵分を寄進している⁶²⁾。それ故に、天正12年11月24日、芦峯寺の加勢を得て徳川家康との会見のため厳冬のザラザラ越えを執行しえたのであろう⁶³⁾。しかし、成政に加勢したために、天正13年閏8月の秀吉越中攻めに当たって、艱堂は火を放たれたのである（「先勢東ハうはとう・つるぎの山の麓迄令放火候」）⁶⁴⁾。

(5) 前田氏の立山寺・中宮寺対策

前田氏も立山に対する関心は高く、天正16年11月、新川郡は秀吉からの預かり地ではあったが、利家は艱堂に百俵の地を寄進⁶⁵⁾、天正18年には前田安勝が艱堂寄進地の諸役免除を申し渡している⁶⁶⁾。かくして前田氏は、領国支配を進める上で信州ルートは国境管理上からも枢要地であると認識し、立山寺・中宮寺への寄進と安堵など特権の付与により両嶺の衆徒の保護懐柔に努力した。一方、両嶺の立山寺、中宮寺を加賀藩の祈願所とし、藩と両嶺との良好な関係の維持に意を用いた。以後の加賀藩の両嶺への対応はこうした背景の基に展開されるのである。

文禄3年、前田利家は新川郡を領知し、信州との国境を有する立山、慶長3年、利家が白山と共に「奥山」と認識した立山に対する意識を新たにした。利家は佐々成政のザ

ラザラ越えの事実などを同時代人として耳にしていただけに、険阻な山岳地帯にもいくつもの細道があり、しかもそれらの道は信州へ往来し得る間道となるため、領国の国境、即ち東方防衛の重要な地域として、この立山、即ち黒部奥山は等閑すべからずとの認識が強まっていった。寛永17年12月、前田利家は新川郡浦山村の松儀傳右衛門をして山内の取締りの任を与えた⁶⁷⁾。寛永の頃、いわゆる「不審なるもの」が立山を徘徊し、さらに、浪人・山賊等の輩、そして「他国路通之徒」が頻繁に往来していたからである。なお、元禄12年の記録に、「ザラ越えは難所で牛が通れない」と報告しており⁶⁸⁾、牛の通行を試みるほどに物量の需要があったことをうかがわせるものである。

一 同郡芦峠寺村ヨリはりの木峠へ掛り、信州之内野口村と申在所江罷出申候、
さらと申難所ニ罷牛通り不申候

元禄十二年三月廿三日

山廻内山村三郎左右門

この後、慶安元年6月、ザラザラ越や黒部奥山の入り口に位置する蘆峠村の三左衛門父子を召し出して奥山の様子を聞き糺し、更に藩吏を随行させて黒部奥山を探検調査させている⁶⁹⁾。

この信越ルートの問題は、領国支配下にあつて加賀藩にとっては由々しき藩是ではなかったか。黒部奥山廻り役の設置も、こうした視点のなかで検討すべきではないだろうか。

註

- 1) 『加賀藩資料』第1編108頁
- 2) 『富山県史』通史編近世上6頁
- 3) 『加賀藩資料』第1編197頁
- 4) 『加賀藩資料』第1編320頁
- 5) 『富山県史』通史編近世上63頁
- 6) 『富山県史』資料編近世上15頁
- 7) 『加賀藩資料』第1編144頁
- 8) 『富山県史』通史編近世上62頁
- 9) 『富山県史』資料編近世上57頁
- 10) 『富山県史』資料編近世上56頁
- 11) 『富山県史』資料編近世上33頁
- 12) 『加賀藩資料』第1編167頁・165頁
- 13) 『加賀藩資料』第1編165頁
- 14) 『加賀藩資料』第1編347頁
- 15) 『加賀藩資料』第1編320頁
- 16) 『加賀藩資料』第1編167頁
- 17) 『加賀藩資料』第1編338頁
- 18) 『加賀藩資料』第1編343頁
- 19) 「寺社と初期室町政権の関係について」
田中浩司『中近世の宗教と国家』今谷

- 明・高埜利彦編 岩田書院
- 20) 同上 34頁
- 21) 『越中立山古文書』 1頁3番
- 22) 『越中立山古文書』 23頁46番
- 23) 『越中立山古文書』 164頁15番
- 24) 『越中立山古文書』 24頁48番
- 25) 『越中立山古文書』 25頁50番・51番
- 26) 『越中立山古文書』の祈禱関係文書 整理
- 27) 『越中立山古文書』 200頁111番
- 28) 「石動山縁起と五社権現」橋本芳雄 山岳
宗教史研究叢書『白山・立山と北陸修
験道』高瀬重雄編 名著出 339頁
- 29) 『加賀藩資料』第1編163頁・165頁
- 30) 『加賀藩資料』第1編330頁
- 31) 『加賀藩資料』第1編332頁
- 32) 『加賀藩資料』第1編335頁
- 33) 『越中立山古文書』中宮寺14頁26番、16
頁30番、立山寺159頁4番、160頁8番
- 34) 『越中立山古文書』 14頁26番
- 35) 『加賀藩資料』第1編561頁
- 36) 『加賀藩資料』第1編484頁
- 37) 『加賀藩資料』第1編889頁
- 38) 『日本史事典』卷末歴史年表 角川書店
- 39) 『加賀藩資料』第3編282頁
- 40) 『加賀藩資料』第3編384頁
- 41) 『富山県史』通史編近世下742頁
- 42) 福江充『立山信仰と立山曼荼羅－芦峯寺
衆徒の勧進活動』岩田書院に詳論
- 43) 『越中立山古文書』 6頁11番
- 44) 『越中立山古文書』 6頁12番
- 45) 『越中立山古文書』 8頁14番・9頁15番
- 46) 『越中立山古文書』 12頁23番
- 47) 『越中立山古文書』 13頁24番
- 48) 『富山県史』資料編中世377頁
- 49) 『富山県史』資料編中世380頁
- 50) 『越中立山古文書』 153頁1番
- 51) 『富山県史』資料編中世640頁
- 52) 『富山県史』資料編中世549頁
- 53) 『富山県史』資料編中世549頁
- 54) 『富山県史』資料編中世623頁
- 55) 『越中立山古文書』 2頁5番
- 56) 『富山県史』資料編中世979頁
- 57) 『越中立山古文書』 9頁16番
- 58) 『北アルプスの史的研究』中島正文著15
頁 桂書房
- 59) 『越中立山古文書』 1頁1番
- 60) 『越中立山古文書』 1頁2番
- 61) 『越中立山古文書』 4頁9番
- 62) 『越中立山古文書』 11頁22番
- 63) 『信長公記』などに資料あり
- 64) 『富山県史』資料編近世上58頁
- 65) 『越中立山古文書』 14頁26番
- 66) 『越中立山古文書』 14頁27番
- 67) 中島前掲書 14頁
- 68) 中島前掲書 71頁
- 69) 福江充氏は「佐々成政のザラ越えルート
と加賀藩の信越国境政策」について氏著
の『近世立山信仰の展開－加賀藩芦峯寺
衆徒の檀那場形成の配礼』（印刷中）で
論究している。